

学校いじめ防止基本方針

2026年4月

井手町立多賀小学校

目 次

はじめに

第 1 いじめの定義等

第 2 いじめの防止等のための対策

第 3 いじめの防止

第 4 いじめの早期発見

第 5 いじめへの対処

第 6 重大事態への対応

第 7 関係機関との連携

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校においては、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、町・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、井手町立多賀小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

策定に当たっては、その内容としていじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、学校内外におけるいじめを受けた児童の教育環境・教育機会の確保、校内研修などについて定めるとともに、下記の事項に留意するものとする。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮するように努める。

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ② 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となるように、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなどといった具体的な取組を盛り込む。
- ③ 学校基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質向上能力を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。
- ④ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを必要に応じて見直すPDCAサイクルを学校基本方針に定める。さらに、学校基本方針に基づくいじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ⑤ 学校基本方針を策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から学校評議委員やPTA役員等の参画によって、地域と連携した学校基本方針になるようにす

ることが、学校基本方針策定・見直し後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係わる連携について定めることが望ましい。また、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定・見直しに際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。

- ⑥ 策定・見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページで公開するとともに必ず入学式・各年度の開始時等に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。
- ⑦ 人権尊重の精神のもと、いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、いじめを行った児童の持つ課題を解決するため、立ち直りを支援する具体的な対応方針を定める。

第1 いじめの定義等

1 いじめの定義

法第2条ではいじめの定義が次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

2 基本的な取組

- （1）けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。
- （2）表面的・形式的に判断せず、児童の感じている思いに着目するなど、当該児童の立場に立って取組を進める。

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとする。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、低学年・高学年ブロックの生徒指導担当

各1名、養護教諭

また、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

- 3 「いじめ対策委員会」は、毎月一回、職員会議後の生徒指導研修会において開催する。なお、緊急に必要があるときは、この限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、組織的対応の中核として次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正（PDCAサイクルによる検証）
 - (2) いじめ相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるのかの判定
 - (7) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
 - (9) 学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。
- 5 いじめ防止の取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第3 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、すべての子どもがいじめを行う児童にもいじめを受ける児童にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

そのために児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。その中で、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め会える人間

関係・学校風土をつくるように努める。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動やいじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童に対して、傍観者とならず、教職員や相談窓口への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

あわせて、発達障がいを含む障がいのある児童、学校として配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律のある授業の推進

- ・言語活動の充実（校内掲示の整備）
- ・シミュレーション授業、研究授業等、授業評価の活用
- ・チャイムに合わせた行動の徹底
- ・教室環境の整備

(2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進

- ・行事における学級づくりの推進
- ・ピア・サポートの推進（なかよし班活動、保小中連携）

(3) 生徒指導部の取組（生活規律を育成する取組の推進）

- ・「多賀小のよい子」に沿った指導
- ・学級の様子や児童の情報共有（各月）
- ・毎週のいじめチェックリストの活用
- ・いじめアンケートの実施・活用

(4) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・人権教育の推進・道徳教育の推進・体験活動・読書活動の推進
- ・規範意識、コミュニケーション能力の向上

(5) いじめ防止等についての児童の主体的な活動の推進

- ・児童会によるいじめ防止の取組
- ・なかよし班（異年齢集団）での取組

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・いじめに関する校内研修の実施（年に複数回）

(7) インターネットによるいじめの防止

- ・情報モラル教育の推進
- ・スマートフォン等へのフィルタリング普及の促進

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童との関わりを大切にし、信頼関係の構築等に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処する。

学校が実施するアンケート調査や聴き取り調査等において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、迅速に対応する。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

(2) 学期ごとに全児童を対象とした質問紙調査及び聴き取り調査を実施（各学期1回）

- ・質問紙調査 6月、11月、2月
- ・聴き取り調査 6月、11月、2月

(3) 相談体制の整備と周知

- ・毎月、教育相談日を設定し、児童や保護者の相談活動に努める。
- ・スクールカウンセラーと情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

第5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。「いじめ対策委員会」では、事実関係を確認し、組織的に対応策を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、事実関係と学校の対応策を迅速に保護者に伝え、不安の解消に努める。教職員は、学校の定めた方針等に従って、いじめに係る情報を適切に記録する。いじめを行った児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、警察及び関係機関等の下で取り組む。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞く等、いじめの有無の確認を行う。結果は、いじめを行った児童・いじめを受けた児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、井手町教育委員会に報告する。
- (4) いじめを受けた児童、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめを行った児童への指導を行うとともに、保護者によりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに井手町教育委員会に報告し、関係機関との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しては、自分の問題として捉えさせ、例えいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (8) いじめが解消したと思われる場合でも、引き続き友人関係を注視し、当該事象の完全解消に至るまで継続的に指導を行う。また、保護者にも定期的に連絡を行い再発防止に努める。

3 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリング普及の促進や情報モラル教育など、児童及びその保護者に対する啓発活動を進める。
- (2) インターネット上でのいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (3) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- (4) インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

5 いじめ解消後の継続的な指導

「いじめが解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、引き続き友人関係を注視し、当該事象の完全解消に至るまで、継続的に指導を行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

第6 重大事態への対応

1 重大事態の意味

法第28条第1項に規定する次のことを重大事態とする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態が発生した場合は、直ちに井手町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等の指示を受ける。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)、京都府いじめ防止基本方針、さらには、井手町いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」)に基づき適切に対応する。

また、「いじめ対策委員会」を母体として該当重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含めた組織において調査を行う。

3 いじめを受けた児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

4 調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報について経過報告を含め説明を行う。

5 調査結果を井手町長に報告する。

- 6 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第7 関係機関との連携

1 家庭や地域社会、関係機関との連携の推進

- (1) いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下、適切に行われるように啓発活動を進める。
- (2) P T Aとの連携の下、いじめに対する取組を推進する。
- (3) いじめの防止等に関する学校基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- (4) 児童相談所、児童館、人権交流センター、警察等の関係機関との連携強化等の体制整備を図る。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域社会の緊密な連携を促進する。